

## 平成 29 年度 第 2 回 横浜市立大学附属 2 病院監査委員会 監査結果報告書

横浜市立大学附属 2 病院監査委員会規程第 2 条第 1 項に基づき、監査を実施したため、監査結果を以下のとおり報告する。

### 1 監査の方法

横浜市立大学附属 2 病院監査委員会規程第 2 条第 1 項に基づき、横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センターにおける医療に係る安全管理の業務状況について、院内関係者からの説明の聴取及び資料の閲覧等の方法によって報告を求めることにより、監査を実施した。

- (1) 日時 平成 30 年 1 月 18 日 (木) 9 時 00 分～11 時 45 分
- (2) 場所 横浜市立大学医学部 臨床研究棟 2 階 A202
- (3) 委員 相馬孝博 (委員長/千葉大学医学部附属病院)、水地啓子 (森法律事務所)、足立雅子 (病院ボランティア会ランパス)、井上登美夫 (医学部長)、下澤明久 (法人事務局副局長)  
欠席者 なし

### 2 監査内容

- (1) 前回指摘事項に対する対応状況について
- (2) 医療に係る安全管理の業務状況について
- (3) 医療を受ける立場の方の視点に基づく監査について
- (4) 医療安全管理部門の体制比較について
- (5) 公表を行った医療事故の経過について

### 3 監査結果

- (1) 前回指摘事項に対する対応状況について
  - ①モニター管理・DNAR への対応の継続的な検討  
モニター管理及び DNAR について、検討が進んでいることを確認した。引き続き両病院で情報共有の上、検討が進むことを期待する。
  - ②職員研修の受講管理の方法の継続的な検討と、専門医制度で求められる研修との整合性  
附属病院において、現在受講管理は人事担当課にて一元的に行っていることを確認した。新専門医制度開始後には、専門医機構が出す情報を基に遅滞なく手続きを行うよう努めていただきたい。
  - ③インフォームドコンセントの第三者的な視点を入れた内部監査方法の検討

附属病院において、独自の方法として医学部学生による監査方法の検討がなされていることを確認した。

④両病院における課題を共有し、医療安全管理体制の更なる充実

個々の職員が互いの病院を訪問した際に必要に応じて情報を共有していることを確認した。

(2) 医療に係る安全管理の業務状況について

<附属病院>

①医療法第25条第1項第3項に基づく立入検査結果について

前年度から未改善だった指摘事項について、各所管で対応されていることを確認した。

②患者確認の実施率について

他職種と比較して医師の実施率が低いことが認められたが、今後リスクマネージャーが外来診察ブースに立ち入って徹底を推進することを確認した。

③高難度新規医療技術と未承認新規医薬品等の取組について

本委員会資料では標記取り組みの内容が確認できなかったため、資料提示を求めた。なお、医薬品安全管理責任者からの報告で、適応外使用の医薬品で病棟薬剤師がハイリスクだと判断した案件が使用前に臨床倫理委員会に図られることとなっていた。当該案件については、未承認新規医薬品等の委員会に図って実施に至るべきであり、適応外使用も含めて適切に審査する体制を整えるべきである。

<附属市民総合医療センター>

①Rapid Response System(RRS)について

RRSを立ち上げたばかりであり、現在は曜日・時間限定での試行実施であり、今後の休日夜間への対応拡大を期待する。

②全死亡症例の検討について

附属市民総合医療センターは特定機能病院ではないが、特定機能病院と同水準の検討がなされていることを確認した。

<両病院共通>

画像診断レポートの情報共有について

全国的に課題となっている画像診断レポートの情報共有は、両病院で連携して取り組むことを期待する。

(3) 医療を受ける立場の方の視点に基づく監査について

附属病院に入院し手術を受けられた患者の立場からの報告があった。インフォームドコンセント等の患者説明においては、患者側の理解力や状況による感情に合わせた説明方法が必要であることを確認した。

(4) 医療安全管理部門の体制比較について

他の国公立大学病院と体制を比較した場合、2病院の人員体制が最下位水準であるとの説明がなされたが、単純な人数の比較ではなく、他病院の所掌事務の量を詳細に確認・検討し、必要な執行体制を検討してほしい。

例えば、附属病院においては、高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等の事務所掌が総務課であるが、医療安全管理室の業務と類似性が高いため、事務所掌を適切に比較検討の上、見直してほしい。

(5) 公表を行った医療事故の経過について

平成29年10月30日付で公表を行った附属市民総合医療センターの医療事故案件について、現時点での事故対応の経過報告や再発防止策を確認した。同様に附属病院の状況についても確認した。事故調査委員会での議論を踏まえて最終の事故調査報告書が作成されるため、引き続き状況報告を当委員会としても確認することとした。

#### 4 総括

医療法施行規則第9条の23に準じ、監査委員会として横浜市立大学附属2病院の業務状況を検証した。

附属病院及び附属市民総合医療センターにおいて概ね適切な安全管理がなされていることを確認した。

附属病院では、特定機能病院の承認要件変更に伴って新たに対応が求められている国公立大学病院相互ピアレビューや、高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等について、医療安全管理室と総務課の密な連携の上での対応を期待したい。なお、附属市民総合医療センターは特定機能病院ではないが、同水準のレベルが保てるような内部体制の構築を進めていることを確認した。

平成30年3月16日

横浜市立大学附属2病院監査委員会

委員長 相馬 孝博